

教指指第246号
令和2年2月28日

各学校長 様

福岡市教育委員会
教育長 星子 明夫

新型コロナウイルス感染の拡大防止に伴う臨時休業について（通知）

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、国からの要請を受け下記のとおり対応いたしますので、各学校におかれましては適切な対応をお願いします。

記

1 期間

○ 小・中・特別支援学校

臨時休業 3月2日（月）から 3月24日（火）まで

春季休業 3月25日（水）から 4月6日（月）まで

始業式 4月7日（火）〔予定〕

○ 高等学校

臨時休業 3月2日（月）から 3月19日（木）まで

春季休業 3月20日（金）から 4月5日（日）まで

始業式 4月6日（月）〔予定〕

2 修了式について

修了式は実施せず、休み中の過ごし方について、各学級で児童生徒に指導すること。
修了証（通知表）の渡し方については、後日通知する。

3 卒業式について

2月26日付通知に基づき、予定の期日に人数の調整や式次第を簡略化するなどして実施する。

4 留守家庭子ども会について（小学校）

臨時休業期間中の留守家庭子ども会は、参加する児童が増えることが見込まれるため、教室の開放や教員の派遣等、積極的に協力すること。

5 放課後等支援事業について（特別支援学校）

臨時休業期間中の放課後等支援事業は、日中受け入れを実施する。

6 その他

○ 保護者から発熱が続くなど新型コロナウイルス感染の疑いがある旨の報告があった場合には、速やかに学校指導課へ連絡すること。

○ 部活動については、中学校は3月24日まで、高等学校は19日まで、原則中止する。
例外にあたる大会出場については、後日通知する。